十三の三　信用金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する業務高度化等会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（前二号の場合を除く。）

［十四～二十六　略］

二十七　金庫、その子会社又は業務の委託先（第六項において「金庫等」という。）において不祥事件（業務の委託先にあつては、当該金庫が委託する業務に係るものに限る。）が発生したことを知つた場合

［二十八～三十一　略］

［２～８　略］

（暗号資産の取得等に係る情報の安全管理措置）

第百十二条の二　金庫は、その行う業務のうち、暗号資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号資産に係る投資助言業務について、これらの業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

（暗号資産の取得等に係る健全性確保を図るための措置等）

第百十二条の三　金庫は、その行う業務のうち、暗号資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号資産に係る投資助言業務について、暗号資産の特性、取引の内容その他の事情に応じ、金庫の経営の健全性の確保を図り、及びこれらの業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置を講じなければならない。

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第百三十二条　銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。ただし、第五号ホに掲げる事項については、海外拠点（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府大蔵省令第四十一号）第三条第三項に規定する海外拠点をいう。次条ただし書において同じ。）を有する信用金庫連合会に係るものに限る。

［一・二　略］

三　金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの

イ　［略］

ロ　直近の五事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項（⑭から⑱までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。）

［(1)～(15)　略］

(16)　信託勘定有価証券残高（(17)に掲げる事項を除く。）

(17)　信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等（金融商品取引業等に関する内閣府令第一条第四項第十七号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。）残高

⑱　［略］

ハ　［略］

［四～七　略］

２　［略］

十三の三　法第五十四条の二十三第六項の認可を受けた信用金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する業務高度化等会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（前二号の場合を除く。）

［十四～二十六　同上］

二十七　金庫、その子会社又は業務の委託先（第五項において「金庫等」という。）において不祥事件（業務の委託先にあつては、当該金庫が委託する業務に係るものに限る。）が発生したことを知つた場合

［二十八～三十一　同上］

［２～８　同上］

［条を加える。］

［条を加える。］

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第百三十二条　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

イ　［同上］

ロ　直近の五事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項（⑭から⑰までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。）

［(1)～(15)　同上］

(16)　信託勘定有価証券残高

［加える。］

(17)　［同上］

ハ　［同上］

［四～七　同上］

２　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。